



令和6年8月16日
岡山市人事委員会

令和6年度 岡山市職員採用試験受験案内〔10月実施〕 【免許資格職（歯科衛生士）】

◆ 募集試験区分 ◆

【 免 許 資 格 職 】 歯科衛生士

※この受験案内に記載のない他試験区分は、別の受験案内をご覧ください。

受 付 期 間	令和6年8月16日（金）～ 9月5日（木）
申 込 方 法	電子申請
第 1 次 試 験 日	令和6年10月13日（日）

岡山市の求める人材『環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員』

・責任と使命感をもって積極的に行動ができる人

・幅広い視野をもち、主体的にチャレンジできる人

・明るく前向きで魅力あふれる人

・市民に信頼される、倫理意識や人間力の高い人

〔 試験の特徴 〕

▶ 第1次試験（能力試験）では、特別な公務員試験対策が不要な「SPI3」を実施します。

〔 注意事項 〕

☆ 自然災害や感染症をめぐる状況等により、試験日程等を変更する場合があります。受験案内に記載されている内容が変更となる場合は、人事委員会のホームページ等でお知らせします。

<問い合わせ先> 岡山市人事委員会事務局

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

T E L : 086-803-1554（直通）

M A I L : saiyou_jinjiinkai@city.okayama.lg.jp



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
歯科衛生士（N）	若干名	保健所等における専門的業務

〔重要〕

- 岡山市人事委員会が同日に実施する他試験区分を併願することはできません。
- この試験の最終合格者は、最終合格者発表後、令和6年度に岡山市人事委員会が実施する他試験区分の試験を受験できません。

2 受験資格

次の（1）から（3）までを満たす人

（1）試験区分の受験資格Ⅰ〔年齢等〕

試験区分	受験資格
歯科衛生士（N）	平成2年4月2日以降に生まれた人

（2）試験区分の受験資格Ⅱ〔免許・資格等〕

試験区分	受験資格〔免許・資格等〕
歯科衛生士（N）	歯科衛生士免許を取得している人、又は令和6年度までに行われる当該免許試験において免許取得見込みの人

（3）次のいずれにも該当しない人

- ① 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている人

〔外国籍の受験希望者の皆さんへ〕

- 採用にあたって、在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。
- 採用後の任用にあたって、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の＜任用できない業務等＞以外の業務に就くことになります。
 - ＜任用できない業務等＞
 - ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ・市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ・その他公権力の行使に該当する業務
 - ・公の意思の形成に参画する職
- 採用後の昇任については、＜任用できない業務等＞以外のポストであれば、能力に応じて昇任することができます。

〔重要〕

- 受験資格で定める免許・資格等を取得している人は取得が確認できる証明書類を、第2次試験の際に提出していただきます。
- 令和6年度に岡山市人事委員会が実施した試験の最終合格者は、この試験を受験できません。

3 試験及び合格者発表の日時・場所

試験段階	日時	場所	備考
第1次試験	令和6年10月13日(日) 受付時間 午前8時55分～9時10分 終了時間 午後1時頃 ※昼食のための休憩はありません。	ほっとプラザ大供 (岡山市北区大供二丁目3番16号) ※上記以外の会場となる場合もあります。	各会場における試験場は受験票に記載して通知します。
第1次試験合格者発表	令和6年11月8日(金)	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、人事委員会ホームページ	試験結果の郵便による通知は行いません。
第2次試験	令和6年11月下旬～12月上旬	日時及び場所は人事委員会ホームページでお知らせします。	
最終合格者発表	令和6年12月中旬～下旬	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、人事委員会ホームページ	合格者のみに郵便で通知します。

〔重要〕

- 第1次試験の日時や場所の詳細は受験票で指定しますので、必ず確認してください。
- 第1次試験合格者は、第2次試験の際に最終学歴等の「卒業・修了(見込)証明書」及び「成績証明書」を提出していただきます。

4 試験の方法・内容等

試験の方法・配点		試験の内容・出題分野	
第1次試験 (200点)	能力試験 (100点)	択一式 (40問) 50分	S P I 3 文章理解や数量的処理等の基礎能力について
	専門試験 (100点)	論述式 (6問) 90分	人体(歯・口腔を除く)の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論等
	適性検査	択一式 40分	S P I 3 職務遂行に必要な適性についての検査を行います。
第2次試験 (400点)	エントリーシート	論述式	自己PR等(提出方法等は、受験票等に記載してお知らせします。)
	口述試験 (400点)	個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

【注意】

- ・ 適性検査の結果については、口述試験の参考とします。
- ・ エントリーシートは口述試験で使用し、採点しません。また、返却、写しの交付等はありません。

【重要】

- 身体等の事情により受験の際に特に配慮が必要な人(例：車椅子や補聴器などの福祉用具等を使用する人など)は、試験会場等の準備に必要なため、電子申請の該当欄にその旨を、事情を含めて入力してください。

5 合格者の決定

試験段階	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果により決定します。
第2次試験	第2次試験の結果により決定します。第1次試験の結果は反映しません。

【重要】

- 各試験段階におけるそれぞれの試験科目において一定基準に達しないものがある場合は、他の成績に関わらず不合格となります。
- 試験を棄権した人(試験の一部でも受験していない人)は、辞退したものとみなします。

6 試験成績の開示

この採用試験の各試験段階で合格されなかった場合は、当該試験段階における本人の成績(順位と得点)についての開示を請求することができます。ただし、試験を棄権した人(試験の一部でも受験していない人)には成績を開示することはできません。また、合格者の成績は開示できません。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(マイナンバーカードなど)を持って、開庁時間中に直接人事委員会事務局へ来て開示を請求してください。請求は各試験の合格者発表を行った日からできます。請求できる期間は合格者発表の日の翌日から起算して30日目までです。ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日までとなります。

7 第1次試験受験にあたっての注意事項

- ① 服装は軽装での受験を認めています。また、試験場によっては室温調整ができない場合があります。室温に合わせて調節ができる服装で受験してください。
- ② 試験当日は、写真を貼った申込書と写真を貼った受験票、筆記用具(HBの鉛筆又はシャープペンシル(ボールペンと一体になっていないもの)、消しゴム)を持参してください。
- ③ 試験場には時計のない場合もありますので、時計(腕時計型端末等は使用できません。また、時計は音が鳴らない設定にしてください。)を持参してください。
- ④ 全ての試験(休憩時間含む。)が終了するまで、通信機器(スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等)は電源を切っていただくため一切使用できません。
- ⑤ 全ての試験(休憩時間含む。)が終了するまで、会場から出ることができません。水分補給が必要な方は、お茶などを持参してください。
- ⑥ 会場敷地内の下見はできません。また、直接会場に問い合わせることはご遠慮ください。
- ⑦ 試験当日は、会場及びその付近には受験者及び受験者送迎等の自動車は駐車できません。
- ⑧ 試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、人事委員会のホームページに掲載します。

8 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、確定の日から1年間有効です。採用時期は、原則として令和7年4月1日以降必要に応じて採用されますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。採用時の職については、歯科衛生士又はこれに相当する職での採用となります。
- ② 受験資格に定める資格免許取得見込みで受験し合格した人で当該資格免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。
- ③ 合格者発表後、受験資格がないこと又は申込内容が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- ④ 地方公務員法第22条の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後6か月間を良好な成績で勤務したときに正式のものとなります。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与

初任給は、採用者の経歴等を勘案して決定されます。卒業（修了）見込みで受験した人の場合、初任給（地域手当を含む。）は、令和6年4月1日現在で次のとおりです。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.5か月）等が支給されます。ただし、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

試験区分・区分		初任給
歯科衛生士	専門学校（3年）卒業	約 201,600 円

(2) 勤務時間

原則として祝日、休日、12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（勤務場所等によって異なる場合があります。）


(3) 休暇等

年次有給休暇は1年度に20日付与されます。このほか特別休暇（結婚・出産・忌引等）、病気休暇、育児休業、介護休暇等があります。また、育児・介護等のための制度として、早出遅出出勤制度、育児短時間勤務制度等があります。

(4) その他

給与、勤務条件、昇任、仕事内容などについては、人事委員会ホームページも併せてご覧ください。

10 受験申込手続

申込期限	令和6年9月5日(木)
申込方法	電子メールアドレスとA4サイズ対応のプリンターを利用できる環境が必要です。人事委員会の受験申込みのホームページから手続方法等を確認のうえ、「岡山市電子申請サービス」から申し込んでください。 
第1次試験の持参物及び試験場の指定	第1次試験日に申込書及び受験票を試験場に持参してください。 ※申込書又は写真を忘れた場合は、受験できません。 各会場における試験場は、交付する受験票で指定しますので、受験票を印刷したら必ず試験場を確認してください。指定された試験場以外では受験できません。
特記事項	<ul style="list-style-type: none">登録したメールアドレスは、受験のために必要な連絡を行う際に使用します。受験期間中に変更予定のないメールアドレスを登録してください。メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。使用されるパソコン等のトラブルにより申込みができなかった場合については、一切責任を負いません。

【注意】

- ・ 受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・ 「岡山市電子申請サービス」の利用者登録だけでは、受験申込みは完了していません。利用者登録後に、申込内容(学歴ほか)を入力・送信し、必ず「申込完了通知」メールの受信を確認してください。

【重要】

- 受験申込みで取得した個人情報は、人事委員会が実施する試験にのみ使用します。ただし、受験に際して取得した最終合格者の個人情報については、各任命権者における採用手続及び人事管理上の基礎資料として使用します。また、採用までの間、人事委員会及び各任命権者から連絡をする際にも使用します。
- 試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

よくある質問 (Q & A)

Q 1 電子申請ができる環境がありません。

⇒A 1 申込手續はご自身のパソコンでなくても構いません。学校のパソコンなど、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です。また、プリンターを個人で所有していない場合は、コンビニエンスストアなどプリントサービスが利用できる施設で印刷してください。
電子申請による申込みができない方は、郵送による申込みができます。申込書の入手方法をお知らせしますので、8月22日(木)午後5時までに人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。
指定した期日までにお問い合わせがない場合、郵送による申込みができないことがあります。
＜問い合わせ先＞岡山市人事委員会事務局任用係 TEL：086-803-1554

Q 2 電子申請での申込みが完了しているか不安です。

⇒A 2 岡山市電子申請サービスの[申込内容照会]の[処理状況]で確認できます。操作方法については、ヘルプを参照してください。なお、申込みが完了した際には、登録したメールアドレスに「申込完了通知」メールが送信されます。

Q 3 電子申請で申込みをしました。受験票はいつ届きますか。

⇒A 3 岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、9月30日(月)までに「申込書及び受験票交付のお知らせ」メールを送信しますので、内容をご確認ください。

Q 4 保存年限の経過によって、最終学歴の学校から成績証明書が発行できないと言われました。

⇒A 4 成績証明書に代わる書類として「単位取得(修得)証明書」を提出してください。なお、単位取得(修得)証明書の発行もできない場合は、人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。

Q 5 申込時の電話番号は必要ですか。

⇒A 5 申込書の内容を電話で確認する場合がありますので、確実に連絡のとれる電話番号を正確に入力してください。

Q 6 申込時に送付先を入力した場合、どのような扱いになりますか。

⇒A 6 「送付先」欄に入力がある場合、郵送物は全て「送付先」に送付します。そのため、「送付先」欄は、現住所以外へ“合格通知その他の連絡物”の送付を希望する場合のみ入力してください。
(「現住所」へ送付を希望する場合、「送付先」欄の入力は不要です。)

Q 7 過去問の公表をしていますか。

⇒A 7 過去の試験問題は公表していません。

Q 8 過去の受験者数、合格者数を教えてください。

⇒A 8 下表のとおりです。

試験区分	R5				R4				R3			
	採用 予定数	受験 者数	合格 者数	合格 倍率	採用 予定数	受験 者数	合格 者数	合格 倍率	採用 予定数	受験 者数	合格 者数	合格 倍率
歯科衛生士	若干名	7人	1人	7.0倍	—				—			